

瑞浪市被災動物救援マニュアル

令和7年9月制定

1 策定の目的

瑞浪市地域防災計画に基づき、平常時及び災害時の対応を定めておくことで、災害時に被災動物の救援対策が円滑に行われることを目的とする。

2 定義

(1) ペット

犬・猫等一般の家庭で飼育されている家庭動物をいう。

このマニュアルでは、犬・猫、その他クレート(キャリー)等で移動可能な小動物に限定する。

(2) 避難所

瑞浪市地域防災計画に基づき市が開設する避難所をいう。

(3) 同行避難

災害時に飼い主がペットを連れて安全な場所まで避難する行動をいう。避難所内でペットと一緒に生活すること(同伴避難)を意味するものではない。

(4) 飼い主

ペットを飼育する瑞浪市民をいう。

(5) 一般住民

ペットを飼育していない瑞浪市民をいう。

(6) 被災動物

災害の発生により被災した家庭動物をいう。

(7) 災害負傷動物

災害の発生により負傷した家庭動物、または当該家庭動物であることが想定される動物をいう。

(8) 飼い主不明動物

災害の発生により飼い主が不明となっている家庭動物、または当該家庭動物であることが想定される動物をいう。

(9) 被災飼い主飼育困難動物

災害の発生により飼い主が被災することで、当該飼い主による飼育が困難となった家庭動物をいう。

(10) 岐阜県被災動物救援本部

災害発生時、円滑に動物救援活動が行われるよう、人員・物資等を管理するため、岐阜県、公益社団法人岐阜県獣医師会、岐阜県動物愛護ネットワーク会議及び岐阜大学応用生物科学部で設置する本部(以下「動物救援本部」という。)をいう。

(11) 被災動物救護所

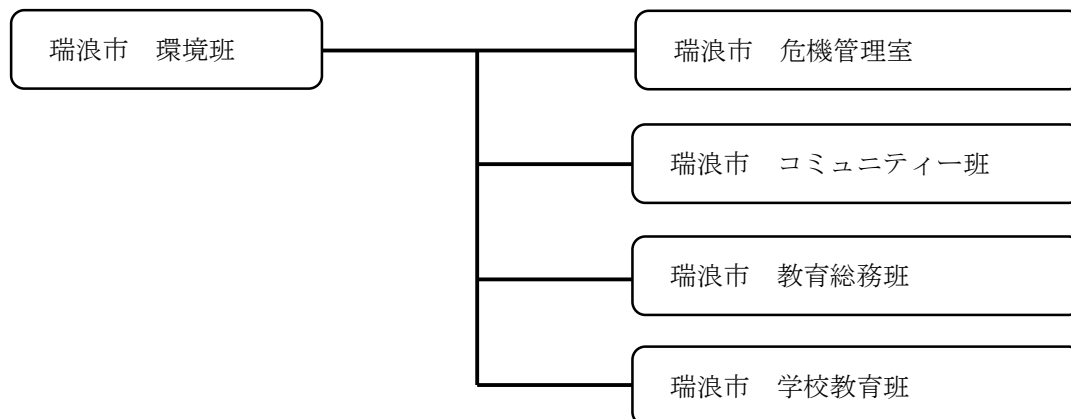
動物救援本部が被災状況に応じて、避難所や災害現場、県内保健所等の敷地内に設置・運営し、被災動物に関する救援活動を実施する場所をいう。

(12) ペット災害支援協議会

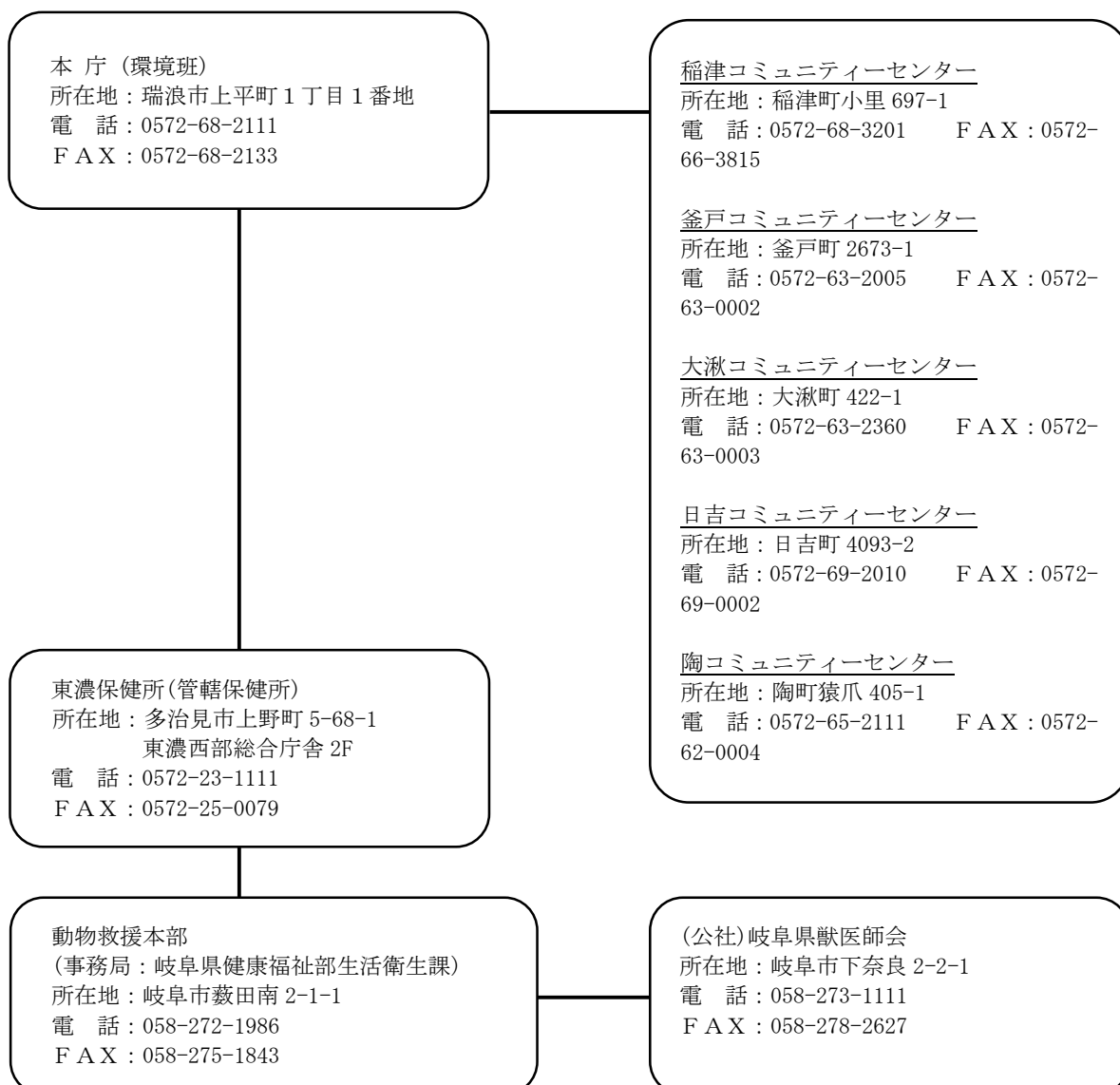
一般財団法人ペットフード協会、一般財団法人日本ペット用品工業会、一般財団法人日本ペットサロン協会、一般財団法人全国ペットフード・用品卸商協会からなる任意団体。岐阜県被災動物救護本部からの支援依頼に基づき、ボランティア活動として、ペットフードやペット用品等、必要な物資を支援するため組織した団体をいう。

3 組織

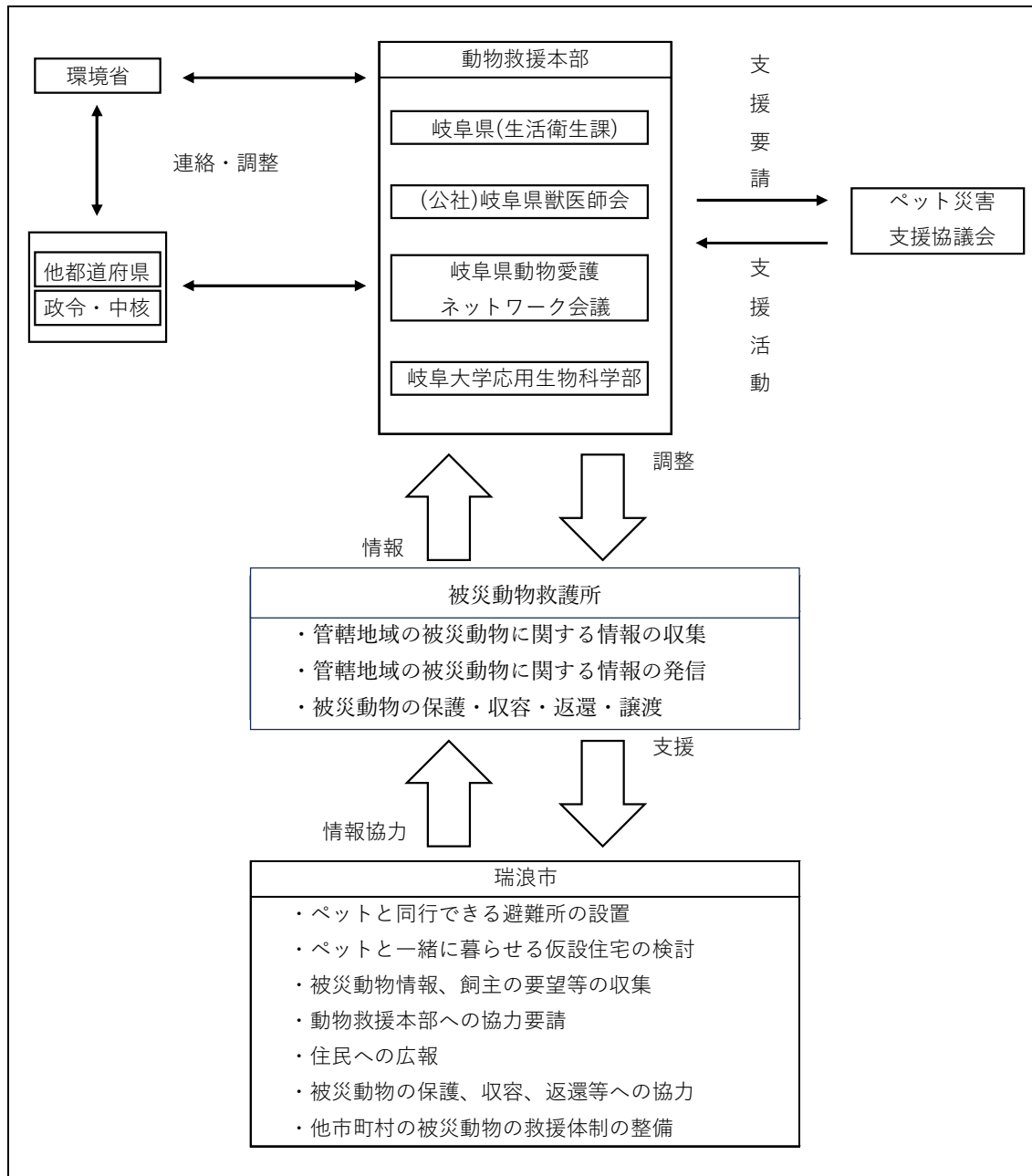
(1) 本庁



(2) 関係機関等連絡先



(3) 災害時の体系図



4 平常時の対応

(1) ペットの飼育状況の把握

【飼育状況】

市内人口総数 (R7. 1. 1時点)	種別	飼育頭数
35, 279人	犬	1, 784頭 (R6. 1. 1登録数)
	猫	2, 400頭 (推計)

(2) 被災動物数の推定

【推定被災動物数】

市内避難者数 (H25. 2県調査)	種別	被災動物頭数
4, 365人	犬	410頭 (推計)
	猫	552頭 (推計)

(3) 災害時に備えたペットの飼育場所の確保

- ① 市は、災害時にペットと同行できる避難所（以下「同行避難所」という。）を設置し、飼い主によるペットの飼育場所（クレート(キャリー)の収容場所）の確保に努めるものとする。

【同行避難所】

No.	名称	所在地	連絡先
1	稲津コミュニティセンター	稲津町小里697-1	0572-68-3201
2	釜戸コミュニティセンター	釜戸町2673-1	0572-63-2005
3	大湫コミュニティセンター	大湫町422-1	0572-63-2360
4	日吉コミュニティセンター	日吉町4093-2	0572-69-2010
5	陶コミュニティセンター	陶町猿爪405-1	0572-65-2111
6	瑞浪小学校	北小田町1丁目66	0572-68-4535
7	瑞浪中学校	土岐町7790-1	0572-68-4195
8	土岐小学校	土岐町6451-4	0572-68-4185
9	瑞浪北中学校	土岐町973	0572-68-4191
10	明世小学校	明世町山野内1-40	0572-68-2807
11	稲津小学校	稲津町小里371-1	0572-68-3204
12	瑞浪南中学校	稲津町小里456	0572-68-3239
13	陶小学校	陶町水上665-1	0572-65-2600
14	釜戸小学校	釜戸町3007-3	0572-63-2004
15	日吉小学校	日吉町2370-1	0572-69-2009

※ 飼育場所例・・・グラウンドや校庭内でのテントの設置

遊具やフェンスなどへの係留

倉庫等の軒下を利用 等

- ② 市及び飼い主は、同行避難所における飼育ルールを検討するものとする。

（４）災害時に備えた資器材の確保

- ① 飼い主は、災害に備えクレート(キャリー)、ペットフード等、同行避難所でのペットの飼育に必要なものを準備し、避難時に持参すること。
- ② 飼い主がクレート(キャリー)やペットフード等が持参できない場合や、避難所生活が長期化し不足するような場合には、市は、動物救援本部と調整し、確保に努めるものとする。

（５）避難訓練時の配慮

市は、飼い主への啓発と一般住民への理解を得るために、避難訓練時にはペットの同行避難にも配慮することとし、保健所、獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て開催するよう努めるものとする。

（６）飼い主への広報、啓発活動

災害発生時においては、飼い主は自らの責任でペットを守ることが必要である。また、同行避難所には一般住民とともに多くの飼い主がペットと一緒に避難してくることが想定される。市は、動物アレルギーの人がいることも考慮して、共同生活に支障を来さぬよう、飼い主へ次の事項を平常時から広報し啓発するものとする。

① 飼い主が事前に確認しておく事項

ア 瑞浪市における災害時のペット救援対策

- ・ 災害時に、ペットの同行避難を行うことができる避難所があること。
- ・ 同行避難所では、人の居住スペースとは別に市が指定する飼育場所でペットを飼育すること。

イ 同行避難所でのペットの自主管理

- ・ 同行避難所での個々のペットの飼育は、飼い主の責任で行うこと。
- ・ 同行避難所での飼育に伴う必要な作業（飼育場所の清掃・管理等）は、飼い主が行うこと。

ウ 災害発生時における負傷動物等の対応

- ・ 災害発生時においては負傷動物が動物病院に集中することが予想され、また、動物病院自体も被災している場合もあること。
- ・ 災害負傷動物は診療可能な動物病院で治療を受けること。また、保護された飼い主不明動物、被災飼い主飼育困難動物等は、被災動物救護所に搬送することとなること。

エ 一時的に預けられる場所の確保

- ・ 同行避難所では受入困難な家庭動物があること。
- ・ 飼い主は、親類・知人等、ペットを一時的に預けられるところをあらかじめ確保しておくこと。

② 飼い主の明確化

飼い主は、ペットとはぐれた場合の捜索や、行政により保護されたペットの飼い主の発見を容易にするため、ペットの種類に応じて次のものを装着させる、または装着を確認する等、措置を講じておくこと。

ア 鑑札等法令で装着が義務付けられているもの

イ 名札、首輪（飼い主の氏名、住所、電話番号等を記載）

ウ マイクロチップ 等

③ 飼い主のペット避難用防災品の備蓄

飼い主は、災害発生時にペットと同行避難するために、ペットの種類に応じて次のような防災（生活）用品を備蓄しておくこと。

ア ペットフード、水（最低5日間分）

イ クレート(キャリー)、リード、食器（食事、飲み水用等）

ウ タオル、ペットシート、ビニール袋、新聞紙、古着

エ 救急用品（包帯、消毒薬、常備薬等）

オ その他飼育のために必要となる用品

④ しつけ等普段からの取組

飼い主は、同行避難所において他人に迷惑をかけないようにするため、普段から次のことに取り組むこと。

ア 衛生管理

ペットを常に清潔に保つとともに、決められた場所で排泄するよう習慣づけるなど衛生管理を行うこと。

イ クレート(キャリー)に慣らす

避難した場合は、クレート(キャリー)に入れられることが想定されるため、吠えたり、暴れたりしないように、普段からペットがクレート(キャリー)に慣れるようトレーニングを行うこと。

ウ 社会化

他の動物や見知らぬ人、突然の刺激等に驚かないようにするため、ペットが普段から人間を信頼し、いつも落ち着いた行動ができるよう十分なしつけを行うこと。

エ 繁殖防止等の対策の実施

ペット同士の集団生活における摩擦を避けるため、また、計画のない繁殖を防止するため、避妊対策を講じること。

オ 各種予防接種の実施

犬については、登録及び狂犬病予防注射を確実に実施すること。

また、各種混合ワクチンの接種を行う等、ペット間あるいは人への感染症の蔓延を防ぐための措置を行うこと。

（7）一般住民に対する啓発

① 同行避難所ではペットが避難してくる場合があること。

② 同行避難所ではペットを区分して飼育するなど、災害時のペット対策を進めていること。

（8）瑞浪市以外の岐阜県内市町村が被災した場合の体制の整備

市は、資器材貸出、ペット同行避難者の受入を行うための体制の整備に努めるものとする。

5 災害時の対応

（1）飼育場所の設定

① 市は、同行避難所での飼育場所（空きスペース、テント下等）の設置に努めるものとする。

② 市は、飼育場所で同一動物ごとのグループ分けに努めるものとする。

（2）被災動物情報、飼い主の要望等の把握及び動物救援本部等への協力要請

市は、被災動物情報、飼い主の要望等の把握及び動物救援本部等への協力要請を行うものとする。

- ① 同行避難動物収容状況（種別・現在数） 【様式 1】
- ② 不足資材・飼料、活動要員等の補充要請 【様式 1】
- ③ 逸走動物の捜索依頼 【様式 2】
- ④ 飼い主不明動物保護状況（種別・現在数） 【様式 3】
- ⑤ その他応急医療要請など

（３）動物救援本部からの連絡事項の広報

避難所等に設置した掲示板等を利用して、動物救援本部からの連絡事項の広報に努めるものとする。

（４）県が行う被災動物の保護、収容、返還等への協力

- ① 飼い主不明動物の一時保護
- ② 保健所、動物病院、避難所等に保護・収容した被災動物について、飼い主の探索、情報発信を避難所等に設置した掲示板等を利用して行うものとする。

（５）瑞浪市以外の岐阜県内市町村が被災した場合の協力体制の整備

資器材貸出、ペット同行避難者の受入に努めるものとする。

6 附則

本マニュアルは、必要に応じ見直しを行うものとする。

()避難所 動物救護活動報告(要請)

月 日 時現在

活動 従事者	所 属 等		人 数		人員補充等の要請		
	動物救護部				(要請理由・人数等)		
			人				
	飼 い 主						
			人				
				人			
収容動物	事 由	種 類	現 在 数		特記事項		
	同行動物	犬					
		猫					
	飼い主 不明	犬					
		猫					
要補充 物資	品 名		数 量	備 考	品 名	数 量	備 考
その他	(物資補充以外の要請事項・特に報告すべき事項等)						
	【動物間の感染症が発生した場合の記入欄】						
	【死亡した動物があった場合の記入欄】						

瑞浪市 経済部 環境課

(報告先)電話：0 5 7 2－6 8－2 1 1 1

FAX：0 5 7 2－6 8－2 1 3 3

逸走動物の搜索依頼受付簿

届出日：月 日()		避難所、その他()	
届出時間：時 分		記入者	
届出者	氏名：		
	連絡先：電話		
逸走動物の情報報	逸走日時：月 日() 時 分		
	逸走場所：		
	種類：犬 [鑑札（有・無）、注射済票（有・無）] 猫 ・ その他()		
	特徴：種類(/ 雑種) 愛称() 性別(オス / メス) 年齢() 大きさ(k g ・小型・中型・大型) 毛色() 毛の長さ(長毛・短毛) 首輪(有[色] ・無) 耳型() その他の特徴() ※ 鑑札番号 ※ 注射済番号		
保健所へ情報提供	東濃保健所（電話 23-1111）月 日() 時 分		
結果	発見日時：月 日() 時 分		
	発見場所：		
	措置：① 所有者への返還 ② 保健所が保護 ③ その他()		
	保護場所：		
	保護期間：月 日() ～ 月 日()		
	その他：死亡確認(月 日) その他()		

保護動物受付簿

No. :

(飼い主不明動物の受付を行い、クレート(キャリー)等を使用して保護する)

届出日：月 日（ ）		避難所、その他（ ）	
届出時間：時 分		記入者：	
届出者	氏 名：		
	連絡先：電話		
保護動物の情報	保護日時：月 日（ ）時 分		
	保護場所：		
	種 類：犬 [鑑札（有・無）、注射済票（有・無）] 猫 ・ その他（ ）		
	特 徴：種類（ ）／ 雑種（ ） 愛称（ ） 性別（ オス ／ メス ） 年齢（ ） 大きさ（ k g ・ 小型 ・ 中型 ・ 大型） 毛色（ ） 毛の長さ（ 長毛 ・ 短毛 ） 首輪（ 有 [色] ・ 無） 耳型（ ） その他の特徴（ ） ※ 鑑札番号 ※ 注射済番号		
保健所へ 情報提供	東濃保健所（電話 23-1111）月 日（ ）時 分		
逸走届出との照合：① 月 日現在 ☐ ② 月 日現在 ③ 月 日現在 ④ 月 日現在			
収容場所	場 所：		
	期 間：月 日（ ）～ 月 日（ ）		
措置結果：			